

議第2号

中山市長のパワハラに対する問責決議

上記の決議を京丹後市議会会議規則第14条第1項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 金田 琮 仁 様

令和3年3月30日提出

提出者	京丹後市議会議員	谷 津 伸 幸
賛成者	京丹後市議会議員	松 本 聖 司
〃	〃	田 中 邦 生
〃	〃	池 田 恵 一

(別記)

中山市長のパワハラに対する問責決議

去る3月9日、議員控室で職員に対するパワハラが、議員の前で行われた。新聞報道では、かなり穏やかな表現だが実態は、状況を知らずに入ってきた議会事務局職員に対して、「てめえ、議長に何を言わせてるんだ！今すぐ議長を呼んで来い！」と怒号を浴びせたのを居合わせた議員が制止した。

パワハラ防止法に反する行為であることは、現場にいた議員の目からも明らかであり、新聞報道では、「許されるものではありません」「決してあってはならない行為」と自ら発言している。

京丹後市職員のハラスメントの防止等に関する規程では、指揮監督者に対し指導及び助言、ハラスメントに関する苦情相談等に応じる立場であることに鑑みれば、職員よりも重い処分を自らに課すべきである。

また、市長部局でない職員に対する今回のパワハラとそれに対する謝罪の仕方は、議会を著しく軽視するものである。

昨年の選挙において、過去のこうした行為への「反省」ということで支持を得た多くの市民を欺いたことになり、市長によるパワハラは議会として看過できない重要な事案である。

以上を踏まえ、今回の事案が、市民に動揺を与え、信頼の失墜を招く事態となったことについて市長の責任を問うものであり、議員の前で行われた今回の行為を見逃すことは議会の存在意義が問われている。

京丹後市議会は、二度と市長によるパワハラが起こらないよう強く求める。また、市長が第三者委員会を設置して、これまでも市長による職員へのハラスメントに当たる行為がなかったか検証し、議会へ報告することを強く求める。

以上、決議する。

令和3年3月30日

京丹後市議会